

令和3年4月9日

新入生保護者 様

草津市立玉川中学校  
校長 江竜 眞司

### 自転車通学許可願の提出について

陽春の候、保護者様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校生徒の通学につきましては、生徒の体力づくりのため、原則として徒歩通学をすすめているところではありますが、昨今の子どもたちを取り巻くさまざまな状況を鑑み、全通学区を対象に希望者の自転車通学を許可しております。

つきましては、下記4点について十分ご理解いただき、自転車通学を希望されるご家庭におかれましては、許可願の提出をお願いします。提出期限は4月19日（月）といたします。

また、自転車通学許可車両につきましては、玉川中学校のステッカーを貼っていただきますので、許可願を学級担任に提出してくださるようお願いいたします。なお、許可願を提出した方は、順次自転車（自転車通学許可証ステッカー付）による通学を開始してよいこととします。

#### 記

#### 1. 通学に使用する自転車は

- ①本校のステッカー（自転車通学許可証）が貼ってあること。
- ②改造しないこと。
- ③ブレーキがよく効くものであること。
- ④ライトがつくこと。
- ⑤防犯登録がしてあること。
- ⑥二重ロックが望ましい。
- ⑦両脚スタンドであること。

\*自転車通学についてのルールを守れない場合や交通違反を繰り返す場合は、自転車通学の許可を取り消すことがあります。

\*自転車の乗り換え等によるステッカーの再発行時には、ステッカー代100円をご負担ください。

#### 2. 交通安全について

自転車通学生による通学路の混雑、また通行車両の増加による危険が予想されます。

平成28年から滋賀県では、『滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』第14条により、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。また、周知のとおり平成30年度より学校管理下における自転車利用に関して、ヘルメットの着用を義務付けています。保護者の皆様には同条例第10条のとおり、自転車の乗り方指導やヘルメット着用等、お子様への自転車交通安全教育を行っていただき、交通事故防止へのご協力をお願いします。学校でも定期的に登下校の安全指導を行う予定です。

#### 3. 守るべき交通マナーやルールは

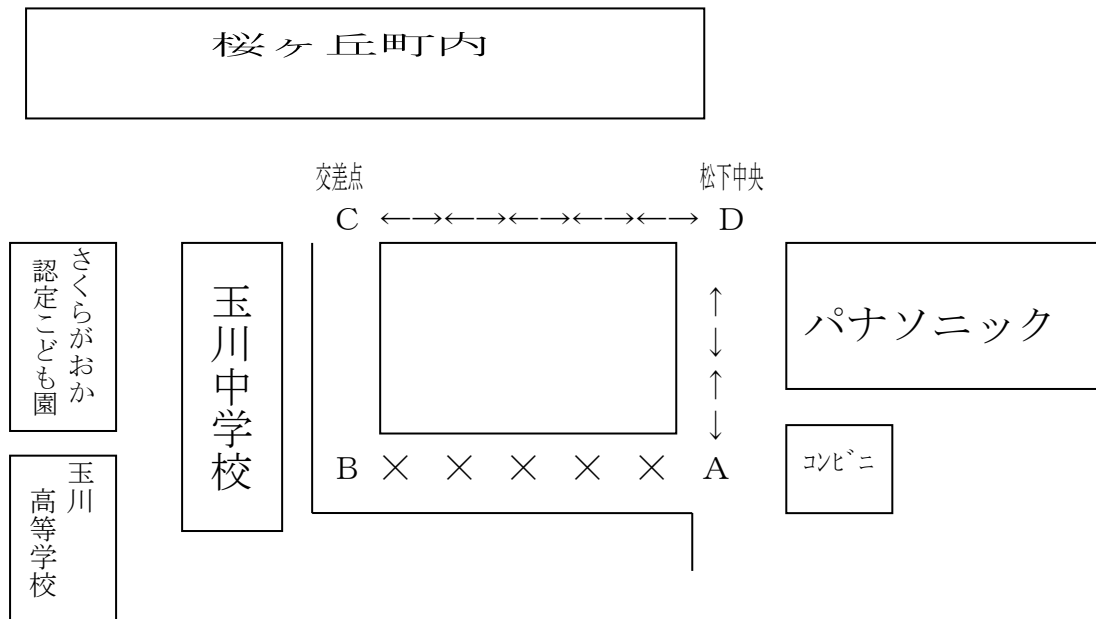
- ①複数台での並進をしない。
- ②二人乗りをしない。
- ③傘さし運転をしない。
- ④信号を守る。
- ⑤スピードを出しすぎない。
- ⑥安全確認をしっかりとる。
- ⑦危険な運転をしない。
- ⑧駐輪場では定められた場所にとめる。
- ⑨ヘルメットを着用する。

#### 4. 通学路について（注意）

通学時には決められた通学路を通るようにしてください。

また下の図のA－B間は接地する工場に出入りする大型トラックの駐車や往来が多く、たいへん危険ですので、A－B間は通行せず、必ずA－D－Cを通るようにしてください。

ただし、CおよびD地点も自動車や歩行者の通行量が多いので十分注意してください。



キリトリセン

玉川中学校長 様

令和3年度

### 自転車通学の許可願

- <約束> ○私は交通ルールおよび玉川中学校自転車通学の決まりを守ります。  
○自転車賠償責任保険に加入します。

上記約束を守って、安全に通学します。

もし約束を守れない場合は、徒歩で通学します。

1 年 組 番 生徒名

保護者名

印